

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第76回理事会

平成16年12月

第76回 理事会次第

平成16年12月10日
平河町・ルポ・ル葛町

1. 定足数報告

2. 議事録署名人選出

3. 事務局報告

韓国被害者の要望、その他

4. 議 題

当面の課題について

(1) プロジェクトチーム報告事項

記者発表 (案)

プロジェクト (案)

国際シンポジウム (案)

(2) その他の課題

5. その他

資 料

ページ

【事務局報告】

韓国被害者の要望	1～2
武力紛争下における女性の人権研究会	3
国際会議「道義的責任と和解の実現」	4
ニュースウィーク掲載	5～6

【議案事項】

プロジェクトチーム提案

1 記者発表案	7～8
---------	-----

(関連資料)

事務局意見	9～11
有馬理事意見	12
岡部理事（自治労）意見	13
第75回理事会提出記者発表文案	14～15

2 プロジェクト案	16
-----------	----

3 国際シンポジウム（2005国際会議）	17
----------------------	----

「武力紛争下における女性の人権」研究会
第26回会合のお知らせ

平成 16 年 11 月 1 日

各 位

(財)女性のためのアジア平和国民基金
運営審議会委員 林 陽子

晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、第26回「武力紛争下における女性の人権」研究会を、下記の要項で行います。
第26回の研究会は、今年9月、3年間の旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷での裁判官としての任務を終えられ帰国された、最高検察庁検事の多谷千香子氏にお話をいただくことになりました。

年末の何かとお忙しい時期と存じますが、是非ご参加いただけますようご案内申し上げます。

夕食を用意いたします。恐縮ですが、12月13日(月)までにご出欠を下記FAX等にて事務局まで お知らせ下さいますようお願いいたします。

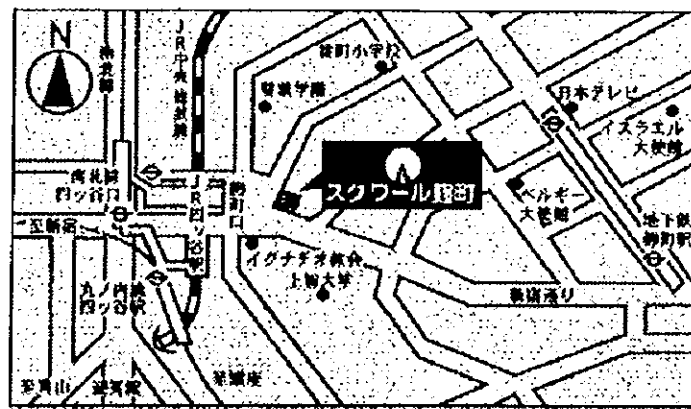
記

日時 2004年12月17日(金) 18:30—21:00

場所 スクワール麹町 5F「百合」千代田区麹町 6-6 電話 03-3234-8739

講師 最高検察庁検事 多谷 千香子 氏

テーマ 「人道に反する罪と上官責任」



★最寄り駅: JR 四ツ谷駅(麹町口)正面、
地下鉄丸の内線・南北線四ツ谷駅より徒歩 1 分

《アジア女性基金 公開国際シンポジウム》

道義的責任と 和解の実現

——戦争・紛争をめぐって——

アフガニスタン、カンボジア、東チモール、ルワンダから、
紛争下での女性、紛争後の和解と女性が直面する問題について報告を受け、
国際的見地や国連からの状況も検討する。

これらの報告に基づき、紛争後の和解のプロセスに関する討論を行い、
将来の方向をさぐる。

◎出席者◎

Florizelle O'Connor: Jamaica, UN Sub-Commission on the Promotion
and Protection of Human Rights

フロリゼル・オコナー：国連人権委員会小委員会

Milena Pires: East Timor UNIFEM representative

ミシャ・ピレス：国連婦人開発基金

Constance Mukayuhi Rwaka: Member, Rwanda Parliament

コンスタンス・ムカユヒ・ルワカ：ルワンダ国会議員

Sima Samar: Chair, Independent Afghanistan Human Rights Commission

シマ・サマル：独立アフガニスタン人権委員会議長

Soubert Son: Member, Cambodia Constitutional Council

スベール・ソン：カンボジア憲法委員会

林陽子（弁護士） 横田洋三（中央大学教授） 和田春樹（東京大学名誉教授）

日時：2005年1月15日（土）10:00~17:00

会場：国連大学 エリザベス・ローズ会議場

参加無料 ◎ 同時通訳

主催：財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

後援：外務省

ADVERTISEMENT

Asian Women's Fund Redresses Past Wrongs and Addresses Current Abuses of Women's Rights

The Asian Women's Fund (AWF) was founded in July 1995 on the initiative of the Japanese government with the primary objective of fulfilling its moral responsibility toward the women who were treated as "comfort women" during World War II under the former Japanese military. The term "comfort women" refers to women who were forced to engage in sexual activity over a period of time in "comfort stations" established by Japan's military authorities of the day. In addition to conducting atonement projects to provide restitution to these women, the AWF was assigned to address contemporary issues involving affronts to women's dignity, including violence against women and other violations of women's human rights occurring in today's armed conflicts.

Confronting current issues with history as a guide

The AWF's decision to take up issues concerning violations of women's dignity today, in addition to managing the atonement projects, was made in an environment of growing worldwide awareness of women's human rights following the end of the Cold War. Ms. Kim Hak Soon of South Korea and Ms. Rosa Henson of the Philippines stepped forward in 1991 and 1992, respectively, to announce that they were former "comfort women," and in the latter year, the use of gang rape and compulsory pregnancy as tools for ethnic cleansing in the former Yugoslavia aroused global outrage.

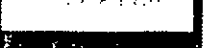
Women's human rights assumed a high profile at the United Nations World Conference on Human Rights of 1993, whose Declaration became the first international instrument to connect violence against women explicitly with human rights violations. The following year, a Special Rapporteur on Violence against Women was appointed by the UN Commission on Human Rights. Attention was also directed to the "comfort woman" issue, with NGOs taking the initiative, and the connection between past human rights violations and current issues was illuminated.

Observing this swelling worldwide tide of concern, the AWF recognized the need to confront contemporary women's issues, with reference to the past, as a mission of particular significance.

Exposing unseen issues such as international trafficking in women

In its efforts to come to terms with the past, the AWF has focused on violence against women, seeking out and exposing submerged issues such as international human trafficking. Although Japan has been a country of destination for human traffic since the early 1980s, the Japanese public has failed to recognize the foreign women involved as victims of human trafficking. Women have been enslaved, subjected to physical and sexual abuse and forced into prostitution by brokers and gangs, but many who should have been protected as victims have been deported as criminals instead.

The roots of human trafficking in Asia include the spread of poverty due to globalization, a widening gap between rich and poor, the employment of women as migrant workers, women's low social status and ingrained cultures of prostitution and consumption. The AWF is working with Asian governments and NGOs to formulate policies to protect the victims' human rights, publishing reports on the results and conducting studies and enlightenment activities.



Countering the perception of sexual abuse as a private matter

Women who are subjected to domestic and sexual violence frequently remain silent because they consider their circumstances "shameful," and national and local governments often hesitate to intervene due to a pervasive view of sexual violence as a private matter. Because many abused women consequently lack the will to seek judicial redress, prosecution or compensation, society has continued to trivialize or overlook the abuses. The AWF has responded by joining members of the UN Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights and other specialists in investigating the problems women encounter in judicial systems and generating guidelines to counter them.

The AWF cooperates with women's groups and local governments in conducting workshops for counselors to support victims of sexual violence and providing support and awareness enhancement for educational institutes and NGOs. It also surveys the sexual behavior of young people, conducts enlightenment activities among them and publicizes its findings through the media to enhance public awareness.

With the widespread eruption of conflicts rooted in ethnic, religious or regional differences, moreover, the AWF has organized workshops since 1997 to discuss measures for countering the accompanying trend toward increased sexual violence against women, and for establishing systems to prevent conflicts and provide frameworks for their resolution. The AWF also encourages others to try approaches such as the "AWF System," which employs public participation to achieve reconciliation after conflicts, rather than relying entirely on legal frameworks.

Expanding the range of women's human rights

Awareness is growing today of the need to integrate the narrow conventional definition of women's human rights, or the right to freedom from physical violence, into a broader context encompassing every aspect of the female person. The rights to seek food, health, education and personal development are clearly gaining credence as basic women's human rights as well.

The AWF promotes the recognition and evolution of an appropriate concept of women's human rights through a wide range of projects, including sponsorship of international conferences. These activities reflect the AWF's commitment to ensuring that women's human rights are universally recognized, so that no society capable of creating a "comfort woman" system can ever emerge again.

Awareness posters focusing on domestic violence

- ① "Please don't hit my mommy!"
- ② "Daddy, why are you beating Mommy?"
- ③ To say, "I won't take it anymore!" is also courageous
- ④ Violence against your wife or girlfriend is a crime!
- ⑤ Get help now! Don't keep the problem to yourself

Asian Women's Fund

2-7-6, Kudan-Minami, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074, Japan

Phone: 81-3-3514-4071 Fax: 81-3-3514-4072

URL <http://www.awf.or.jp>

アジア女性基金は過去の誤りを反省し、現代の女性の人権侵害に取り組みます。

アジア女性基金は、旧日本軍の関与の下「慰安婦」とされた方々に対する道義的な責任を果たす視点から国民と日本政府が、償い事業を実施し、併せてこの問題の反省に立って、今日的な女性に対する暴力や人権侵害など、女性の尊厳に関わる問題に取り組むことを目的として、1995年7月に発足しました。ここで、「慰安婦」とは、先の大戦において、当時の軍当局の要請により設営された慰安所等で一定期間、性的な行為を強いられた女性たちのことです。

なぜ、現代の女性の人権侵害問題に取り組んだのか

アジア女性基金が、償い事業と共に、現代の女性の尊厳に関わる問題に取り組まなければならないと決意した背景には、当時、女性の人権侵害が広く世界の認識を集め始めたという環境がありました。1980年代末の冷戦体制の崩壊を受けて、さまざまな個人の人権が真剣に考えられるようになり、そうした環境の中で、1991年、韓国の金学順さん、1992年、フィリピンのロサ・ヘンソンさんが、かつて「慰安婦」であったと名乗り出ました。1992年にはボスニア・ヘルツェゴビナをはじめとする旧ユーゴスラビアにおける武力紛争下で民族浄化の手段としての集団レイプと強制妊娠が世界に衝撃を与えました。

1993年の国連世界人権会議では、こうした環境の中で「女性の人権」が強く意識され、「女性に対する暴力は女性の人権侵害である」と初めて国際文書に明記され、翌年には「女性に対する暴力の特別報告者」が国連人権委員会によって任命されました。「慰安婦」問題もNGOを中心に引き上げられ、過去の人権侵害と今日の問題との繋がりが指摘されました。

アジア女性基金は、こうした世界の潮流を受け止め、過去の反省に立って、今日の女性の尊厳に関わる問題に取り組むことを、基金の大きな使命と考えました。

認知度の低い女性の人権侵害と国際人身売買

過去と向き合った取り組みの中で、アジア女性基金は、女性に関する暴力を中心に据え、社会的な認知度が低く、表面化しにくい問題を取り上げる努力をしました。国際人身売買の問題もそのひとつです。日本は80年代の初めから、人身売買の受入国であったにもかかわらず、日本社会は、外国人被害者の実態を国際的的人身売買と認識していませんでした。

アジア地域の人身売買は、グローバル化による貧困の拡大、貧富のさらなる格差、女性の移住労働、女性の社会的地位の低さ、買春文化、消費文化などと深く結びついていて、実態としては、仲介業者や暴力団などによる自由の束縛、身体的、性的虐待、強制売春などが行われているにもかかわらず、被害者として保護されるべき女性が、むしろ犯罪者として強制送還されており、その問題性が十分認識されていませんでした。アジア女性基金は、人身売買の被害者である女性の人権について、アジア地域の政府やNGOとの間で、保護政策や予防などについての取り組みを審議し報告書にまとめ、研究、啓発活動を実施してきました。

性暴力は私的な領域の問題?

ドメスティック・バイオレンスや性暴力の問題にも、基金は早くから、取り組んできました。性暴力を「恥」として沈黙する女性たち、あるいは私的な領域の問題であるとして、国や行政が介入をためらう傾向は、多くの場面で見られます。このような社会的な傾向や関係者の消極的な姿勢などのために、女性被害者の多くは、法的救済を求めたり、訴訟や賠償を求める気持ちを挫かれ、そのため、社会は、暴力を些細なことと認識し、黙過する傾向がさらに続いてきました。こうした中で、「女性と司法」の問題については、国連人権促進保護小委員会のメンバーを含む専門家がガイドラインを作成し、女性が司法の場で直面する問題点を浮き彫りにしました。

このようにこれまで私的な領域とみなされてきた性暴力の問題に、アジア女性基金は女性団体や地方自治体などと協力しながら、被害者を支援する相談専門員の育成、教育機関やNGOに対する支援や啓発に取り組んできました。さらに高校生等を中心とする若者の性意識・行動の調査研究や啓発活動を行い、その結果は、新聞等にも大きく取り上げられ、社会に注意を喚起しました。

また、武力紛争下における女性への暴力や被害の実態は、民族紛争、宗教紛争、地域紛争が増大する中で性暴力を中心に組織化・集団化する傾向が見られます。アジア女性基金では、「慰安婦」を生んだ過去を反省し、現在もなお世界各地で起きている、武力紛争下の女性に対する暴力の予防策や紛争解決の制度、和解の枠組みなどについて論議を深める目的で、1997年より研究会やセミナーを続けてきました。法による枠組みは勿論ですが、紛争後の「和解」の方法として国民参加による「アジア女性基金方式」も、一つの試みとして理解を得られるよう努力しています。

広範の女性の人権

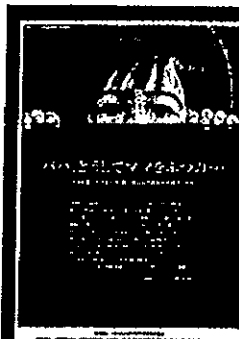
今日、アジア地域の女性の置かれている現実を変えるためには、従来の身体的暴力から女性を守るという狭義の女性の人権を、女性の全人格にかかわるさまざまな分野に統合することが必要であると認識されるようになりました。人権概念に裏打ちされた、食物や健康、教育、発展を求める権利、女性への暴力を廃絶する運動は確実に広がりつつあります。このように進化する女性の人権に対する考え方や、暴力の概念について、アジア女性基金では、国際会議の開催などにより、その進化と認知を促進する啓発活動を中心に事業を実施してきました。権利にもとづく選択の自由や表面化していない問題を社会化するこうした活動は、女性を「慰安婦」とするような社会が二度と来ないよう、「女性の人権」がはっきり認識される社会をつくって行きたいという、アジア女性基金の努力の表明です。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6

TEL:81-3-3514-4071 FAX:81-3-3514-4072

URL <http://www.awf.or.jp>



財団法人女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

アジア女性基金の現状と今後について

本年、アジア女性基金は、1995年（平成7年）の設立から10年目を迎えます。この機会に、基金の現状と今後についてご報告いたします。

1. 償い事業の経過と今後の方針

- (1) 国民からの拠金による償い金、政府予算からの医療・福祉事業および内閣総理大臣のお詫びの手紙からなる基金の償い事業は、フィリピン、韓国、台湾で行われ、元「慰安婦」とされた285名の方々に実施することができました。また、オランダでは、政府予算からの医療・福祉事業と内閣総理大臣のお詫びの手紙からなる償い事業を79名の方々に実施し、これらの事業はいずれも2002年（平成14年）9月までに完了しました。
- (2) インドネシアでは、政府予算からの高齢者社会福祉推進事業がインドネシア政府との合意のもとに実施されており、この事業は2007年3月末（平成18年度）には完了する予定です。
- (3) 以上のように、2007年3月には基金の償い事業がすべて完了しますので、基金は2007年3月末日をもって解散することにいたします。

2. これまでの基金事業

- (1) 償い事業の実施に際しては国内でも海外でもさまざまな意見があり、多くの困難に直面しました。特に、元「慰安婦」の方々の中に、基金についてご理解をいただけない方々がおられたことは、たいへん残念なことでした。しかし、多くの方々のご理解とご支援により、受け取りを希望された元「慰安婦」の方々に対して、予定した事業を終えることができました。その意味において、基金の償い事業は基本的にその目的を達成することができたと考えております。

事業を受けられた元「慰安婦」の方々からは、心身に被った傷を消し去ることはできないとしながらも、基金が国民の協力を得て「慰安婦」問題に取り組んだことに対して、一定の理解と評価が得られたと考えております。これに関連して、国民の皆様からの拠金に際して寄せられた元「慰安婦」の方々へのお詫びの言葉や償いの気持ちを元「慰安婦」の方々にお伝えしたことも、ご報告いたします。基金の活動に対しては、国連人権委員会など国際社会の人権諸機関も一定の評価を与えています。

基金はまた、「慰安婦」問題に関する歴史資料の収集と編集、公刊に力を尽くし、募金活動の中でも「慰安婦」問題について社会の認識と理解を広める活動を行ってまいりました。募金活動への国民の皆様の積極的な参加もあり、「慰安婦」問題についての認識と理解を高めることに寄与することができたと考えております。

- (2) 基金は、「慰安婦」問題の反省にたち、償い事業と併行して、今日の女性が直面している暴力や人権侵害の問題に対し、被害者の保護と暴力の予防を中心とする女性尊厳事業を実施してきました。また、国連等の国際機関や地方公共団体と協力して尊厳事業を行うことにより、これらの諸団体と新しい協力関係を構築することができたと考えております。

3. 今後の基金の活動と政府への要望

- (1) 基金は、高齢となられた元「慰安婦」の方々に対してさまざまな形でアフターケアを行っています。これは、今後も引き続き行って参りますが、この問題は2007年3月の基金解散後もきわめて重要な課題であると考えます。この点に関する元「慰安婦」の方々からの要望については、基金はこれを真摯に受けとめ、政府に対して適切に対応するよう強く要望いたします。
- (2) 基金は、引き続き「慰安婦」問題に関する歴史資料の収集と公刊に取り組み、また基金の事業について、さらに「慰安婦」問題への取り組みをふまえた日本の将来のあり方などについて、国民の皆様と、また世界の人々と共に考え、この問題を歴史の教訓とするよう、努力して参ります。
- (3) 基金は、女性の対する暴力、女性の人権問題に関する今日的課題について取り組んできたこれまでの基金の活動と精神を生かして、政府がこれらの問題に適切に取り組むよう要望いたします。

おわりに、募金にご協力いただいた拠金者の方々をはじめ、アジア女性基金の事業に賛同し、ご支援、ご尽力を賜った日本国内および海外の関係者の方々に、衷心より感謝申し上げます。

(事業経過の詳細：配布資料参照)
『慰安婦』問題とアジア女性基金

プロジェクトチームは、2005～7年の基金の最終段階における各種の任務を遂行するため、問題に応じて少数の理事・運営審議会委員と事務局員により構成されることが理事会で決定されております。この案は、12/10の理事会への提案です。

2007年3月までに基金が行うべきプロジェクトとして取り上げたのは、(1)理事会において2005～7年に行うことが決定されたもの、(2)理事会で何度か論議され、その必要性については理事会で一般的な合意があると考えられるもの、(3)理事会に理事から具体的に提案されたもの、の中で、プロジェクトチームが2007年3月までの基金の事業として必要かつ可能と判断したものです。

(一) 今後の基金のプロジェクトは、基本的に過去の担当、知識、意欲などの点から中心になると考えられるプロジェクトチームのメンバーが、理事長・副理事長と相談して、関係の理事、運営委員に協力して頂く、あるいは相談にのって頂くという形でつくり、事務局の協力の下で運営されるものと考えられます。そこで、以下ではプロジェクト名と中心となるプロジェクトチームのメンバー名を挙げ、あとはそのメンバーがプロジェクトチームと協議しながら、適宜関係理事・運営審議会委員と相談して事務局を使ってプロジェクトを進めるという形を想定しております。

- 1 2005年国際シンポジウム 大沼<船橋>
- 2 アフターケア 横田
- 3 広報・对外発信 大沼
- 4 歴史資料 和田
- (5 2006年シンポジウム 下村 (現時点ではアイディア提供が主)

国際シンポジウム:過去へのまなざし、未来への構想

——戦争責任問題をふまえて日本の現在と未来を考える——

【骨子】

【趣旨】

「慰安婦」問題などの戦争責任、植民地支配の問題を含む日本の近現代を、欧米諸国など、比較しうる歴史をもつ諸国との関係において捉え、その到達点と反省点をふまえつつ、日本の未来を国際社会、特にアジアの文脈に位置づける。「負の過去」をもつ諸国のさまざまな和解、補償、償いのプロセスを見渡しながら、過去をいかに未来を生きる糧とし、日本国民が世界の国々、人々といかなるかわりをもって生きていくかを論じ合う。

「慰安婦」問題への対応として日本が選び取ったアジア女性基金という方式の功罪だけでなく、日本政府、韓国政府、中国政府など、諸国の政府がとってきた対応とあるべき対応の姿、それら諸国と欧米のメディアの対応の積極的意義と否定的側面、さらに後者を是正する道、NGOの公共的役割と責任などについても、幅広く議論する。

【時期と形式】

- ・ 2005年7月第1～第3週いずれかの土日。
- ・ 会議場(たとえば箱根)にパネリストが金曜日に集合し、2泊3日(中1日の土曜日)のパネリストのみの会議を行う。
- ・ 3日目(日曜日)の午前中に東京に移動し、午後東京において公開フォーラムを行う。
- ・ したがって、海外から来日するパネリストにとっては、3泊4日の旅程となる。

【モデレーター】

- ・ 田中明彦(東京大学東洋文化研究所所長兼教授)
- ・ 船橋洋一(朝日新聞社コラムニスト)

【パネリスト】

- ・ 学者、ジャーナリスト(コラムニスト級)、外交官経験者など、各分野において社会的影響力を持つ識者
- ・ 「慰安婦」問題の専門家
- ・ アジア・太平洋、欧米、日本のそれぞれより3～4名程度
- ・ 韓国、米国など、主要国からは社会的識者1名、「慰安婦」専門家1名。

関係資料

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連
1-23

新聞切り抜き
女性・人権問題関連
24-44

日本経済新聞「私の履歴書」
山口淑子 新聞切り抜きファイル8

私が見た「従軍慰安婦」の正体

小野田自伝 小野田 寛郎

官報の韓国神社参拝や従軍慰安婦の問題は、全く理由のない他国からの言いがかりで、多くの方が論じているところだ。東京大空襲と同様多言を弄することもあるまいと思っていたのだが、未だに客言・暴言が消え去らない馬鹿を如実に呆れている。

戦後六十年、大東亜戦争に出征し戦場に生きた者たちが少なくなりつつある現今、私は証言として、「慰安婦」は完全な「面行爲」であったことを書き残そう

と考えた。

外地に出動して駐在する部隊にとって治安維持と宣傳工作上最も重要な問題は、兵士による強姦と略奪・放火である。そのためどの国もそれなりの対策を講じていることは周知の通りである。

大東亜戦争時、戦場には「慰安婦」は確かに存在した。当時公娼が認められている時代だったので至極当然である。野戦に出征した歩兵でなくとも、一般に誰でも「従軍看護婦」と言う言葉は常

識として知っていたが、「従軍慰安婦」と言う言葉は聞いた者も、まだ使った者もいない。私も聞いたことがない。それは日本を貶める為の後目作った造語であることは疑がた。

程々な言葉だが、中国語では「シン・コ・ロ」「チン・コ・ロ」と呼んでいた筈であるが、そのことは、誰も他の人の見ている所をする筈のないことだけに、仲間どうしの話ばかりであつても、公衆の面前で手柄顔に大声でこの類

【正論】平成17年1月号

かに語せる者はまずいないだろう。陰で笑ひ者にされるのが落ちだからだ。

そのためか「慰安所」のことも「慰安婦」のことも、公の場で自己の意見を正論に発表する人が少ない。「コ」は中国語で、兵士たちが隠語として使ったのだが、語源は中国語で戦場からの帰還兵から日本内地にも伝わっていた。曰く「コ一買」である。

それはともかくとして、あまり詳しいと「よく知ってるね」と冷笑されるのが

小野田寛郎氏 大正十一年（一九二二年）和歌山県で生まれる。旧制海軍中学を卒業後、東京商社に就職。中国の漢口（現在の武漢）に渡る。昭和十九年、久留米第一予備士官学校に入學。同年、陸軍中野学校二分校に入り、その年の十二月にフィリピンへ。昭和十九年三月に帰国するまで作戦解除命令を受けることなく任務を遂行。その三十年間は著書「たつた一人の三十年間」が回想のルバング島に詳しく描かれている。同五十年、ブラジルで牧場経営を始め。同五十九年、福島県で小野田自伝塾を開講。以来八十二歳のいまもキヤンパを通じて子供たちとのふれあいを続けている。新著に「追憶」というもの。（新潮社）がある。

落ちたろう。「では何故、君は」と私に聞かれるだろうが、幸い私はその実態を外から観察出来る立場にあつたから、何も隠することなく、世の誤解を解くために発表することが出来るのだ。

漢口の「慰安所」を見学

私が初めて「慰安婦」という言葉を知ったのは「慰安所」からだった。

商社員として十七歳の春、中国揚子江中流の漢口（現武漢）に渡った私は、日本軍が占領してまだ五カ月しか経っていない、言わば諸煙のにおいが残っている様な街に住むことになった。

当時、漢口の街は難民区・中華区・日華区・フランス租界・日本租界・第一特別区（旧ドイツ租界）・第二特別区（旧ロシア租界）・第三特別区（旧英國租界）に分かれていて地区ごとにそれぞれ事情に合った警備体制が敷かれていた。

日本兵の歩哨や憲兵、安南兵の歩哨

（フランス租界）中国人の巡邏もそれぞれ場所に立っていた。日華区とは日本人と中国人が混じって住んでいる地区で、そこに住む中国人は中華区に住む者と同様良民証を携帯しており、そうでない者は難民区・難民区に住まされていた。

難民区は日本兵も出入りを禁止されていて、私たちが在留邦人は届け出て許可を得なければ出入り出来なかった。それだけ危険な場所だった。

私は、仕事が貿易商だから、難民区以外はよく歩いた。だから地理はすぐ詳しくなっていたが、ある日、汚れた軍服を着た兵士に「慰安所はどこか知りませんか」と路上で尋ねられ、一瞬思ひ当たらず戸惑った。しかし石板に黒々と「漢口特殊慰安所」と書いて壁に掲げていて、その前に歩哨と「憲兵」の腕章をつけた兵隊が立っている場所を思い出したのでその通り教えてあげた。映画館と同様に日華区にあつた。汚れた軍服から推測して、作戦から帰ってきた兵士に間違いない。街を警備している兵士は、そんな汚

243 私が見た「従軍慰安婦」の正体

れた軍服で外出してはいるからさ。

私は「警察監査所」が、なるほど作戦から帰った兵士には監査が必要だろう、小遣い銭もないだろうから無料で飯・風呂・うどん他がサトと入るのだからと早急定めていた。

ところが、私の知人が営む商店は日用品・雑貨の他に煙の輸入もしていて、それを「監査所」にコンドームなどと一緒に納入していたので「監査所」の出入りが自由であった。彼に誘われて一般左衛門人が入れない場所だから、これ幸いと見学に行った。

漢口の街の大通りには、ところどころ入口の壁に「〇〇番」「〇〇里」と書かれた板子がある、日本の専長屋に相当する住宅街である。先に私が兵隊に教えた場所の名は「積慶里」であった。

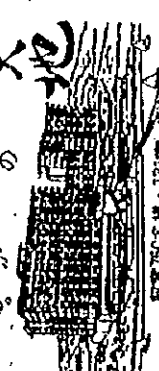
私たちは、憲兵に集金の用件を話して中に入ります仕事は済ませた。日が暮れていたで「お茶つひき」(名の無い暇な遊女)が大勢出てきて、経営者と私たちの雑談に入ろうとしてきたが追い払

われた。そこには内地人も華人も中国人もいた(現在、華人は差別用語とみなされ、使われない。しかし朝鮮半島が日本統治だった当時は「日本人、朝鮮人」などと言おうものなら彼らに猛烈に反発された。彼らも日本人なのだからと苦しい理由である)。群がってきた彼女たちは商売熱心に私たちに媚びてきた。憲兵は特別な事情の時以外は、部屋の中まで調べに来る訳ではないからである。

料金は女性の出身地によって上中下がある。また、利用時間も兵士は外出の制限が日夜までだから日中に限られるが、下士官は門限が長く、終夜になれば終夜利用出来る。料金も同額ではない。階級の上の方が割高で、女性たちは当然、同じ時間で多く稼げることになる。

半島出身者に「コナヨ(伍長一下士官)かと思つたらベイチヨ(兵隊一兵士)か」「朝鮮決めてベイチヨと上がれネタン(値段)は寝間でベイチヨ(勉強)する」とか、笑うところではないがくましいまでの努力をしているのも聞い

新刊
大地
国生み神話の
淡路島
夢みる大地が
ここにあり。



著者 山崎 隆一
発行 山崎 隆一
ISBN 4-875-01-131-1
定価 1,500円(税別)
送料 100円(税別)
TEL 0931-22100 FAX 0931-2210

た。内地人のある娼妓は「内地ではなかなか足を洗えないが、ここでゆびは半年か一年で洗える」といい、中には「一日に二十七人の客の相手をした」と豪語するつわものもいた。

と一にも二にもなかった「性的奴隷」

ここに親しくなった経営者の話を紹介しよう。

「内地人も出身地の異なる他の女の子も、体力的に大差がない筈なのに内地人は兵士たちと言葉が通じるために情が通うのか、本気でサトと入って商売を忘れ、健康を害してしまふ。そのために送り返されはならず、経営者にとって利益が少ない。兵隊さんには内地人はかりで営業するのが本当だが」と本音を漏らしていた。

私の育った街には花柳界があつたので、芸妓と遊女をよく眼にしたが、大都市ではない田舎街には娼妓はいなかった。当時は玄人女と呼ばれた彼女たちの外出姿でも一般の女性と見分けることが出来た。その目で見れば漢口の街でも同様だったが、特に朝鮮人の女たちは特色

があつた。というのは彼女たちは数人で外出してくるのだが、民族衣装ではなく、習慣れないツーピースの洋服のせいで着こなしが難しく、また歩き方にも特徴があつて一目で見分けられた。スカートの下から下着の裾が覗いている人も多かった。なにかエロエロスだった、そんなことに関係なく彼女たちは実に明るく楽しそうだった。その姿からは今ときとおおげさに隠されている「性的奴隷」に該当する様な影はどこにも見いだせなかった。

確かに、昔からの言葉に「高利貸しと女郎屋の亭主は煙の上で往生出来ぬ」というのがあつた。

明治時代になつて人身売買が禁止され

「前借」と形は変わったが、娘にとっては売り飛ばされたことには変わりはない。先述の「足を洗う」とは前借の完済を終えて自由の身になることを言うのだが、半島ではあくどく詐欺的な手段で、を執めた者がいると言う話はいははし聞いた。騙された女性には本当に気の毒だが、中にはこんな話もある。「従軍看護婦募集」と騙されて慰安婦にされた。私は高等女学校出身なのに」と兵士や下士官を派手な服装で、規定の料金以外に金をせしめているしたたかな女もいた。またそれを信じ込んでいた純な兵士もいたことも事実である。日本統治で日本語が通じた故の笑えない喜劇でもある。

日露戦争(一) 国際的文庫
軍事史学会編 四二〇〇円
軍事史学会の年刊を改題して
日露戦争百年の総合研究
近代日本の政治と外交の歴史をふりかへた
世界的な視点で政治・外交・軍事・経済・文化・社会の各方面から多角的かつ体系的に語る。

日露戦争一〇〇年・軍事史学会編
第一編 日露戦争の経緯
第二編 日露戦争の戦況
第三編 日露戦争の政治・外交
第四編 日露戦争の経済・文化
第五編 日露戦争の国際関係
第六編 日露戦争の歴史的影響
第七編 日露戦争の文学・芸術
第八編 日露戦争の歴史学
第九編 日露戦争の歴史学
第十編 日露戦争の歴史学

日露戦争一〇〇年・軍事史学会編
第一編 日露戦争の経緯
第二編 日露戦争の戦況
第三編 日露戦争の政治・外交
第四編 日露戦争の経済・文化
第五編 日露戦争の国際関係
第六編 日露戦争の歴史的影響
第七編 日露戦争の文学・芸術
第八編 日露戦争の歴史学
第九編 日露戦争の歴史学
第十編 日露戦争の歴史学

錦正社
〒162-0041
東京都豊田町54-6
TEL 03-5281-2831 FAX 03-5281-2832
http://www.kinsheisha.jp/

ところで、その「慰安所」にこれだけの金が流れたのだらうか。これが「慰安婦」が「慰安所」であった証である。

私の父が主計長で、漢口にある軍司令部に直接関係ある野戦衣庫廠にいたので「慰安所」について次のような統計があることを教えてくれた。

当時、漢口周辺には約三十三万人と云う兵力が駐屯していたが、ある理由で全軍の兵士の金銭出納帳を調べた。

三分の一が飲食費、三分の一が郵便金、三分の一が「慰安所」への支出だった。貯金をすることは、給料の僅かな兵士たちにとってもあまり嬉しいことではなかったが、上司から徴として教えられている手前、せざるを得なかったのが実情だった。

私も初年兵として一ヶ月、江西省南昌にいたが、食費の金を我慢して貯金した。

一人の兵士がそれぞれ三割分して使った訳ではないだろうが、人間の三大欲は食欲、睡眠欲と性欲と言われるだけに、

貯金を躊躇に置き換えると全く物足りなげな数字である。

ちなみに当時の給与は兵卒「カ」が平均十三日額で、その三分の一を約四日として計算すると三十三万人で総額約三十二万円になる。「娯楽」や「軍」といった娯楽機一機の価格は三万円と云われたが、実に四十四機分にも相当する。サウリーマンの初任給が四十円そこそこの頃だったのだから、経理部の驚くのも無理のない話である。

以上が、私が随社員として約三年半の間、外部から眺め、また聞き得た「慰安所」と「慰安婦」の実態である。私が漢口を去った昭和十七年夏以降に、漢口兵站（作戦軍の後方において軍需・軍用品の輸送・補給・修理、後方連絡線の確保などに任ずる機関）の副官で、「慰安所」等を監督した将校の著した「漢口兵站」と照会してみたが、地名・位置等について多少の相違点は見いだしたが、本題の「慰安所」について相違はなく、より内情が詳しく記されていた。

これは随分と云々する「慰安所」であるといふが、どうなるのだろうか。「慰安所」ではない、軍による「性的奴隷」であるとしてもそれを認容するとは、知らな過ぎるのか、感かて腹をたてているのか、そうでもなければ随分人が冗かめかして言う「いくらか買ってくるの？」なのかもしれないが、あまりにも腹をたてた話である。

問題にして置き出す者たちの狙い

次に、兵站司令部の談話について証言する。私は二十歳で現役兵として入隊、直ちに中支の江西省南昌の部隊に出征した。初年兵教育が終わって作戦参加、次いで幹部候補生教育、途中また作戦と丁度一ヶ月一度の外出も買えずに久留米の予備士官学校に入校してしまっただから、外出して「慰安所」の門を渡る機会に恵まれなかった。

だが初年兵教育中、古く兵士には外出

がある。外出の際にお土産をくれる四年兵の上等兵に「外出でありますか」と挨拶したら「オ、金が溜ったから朝鮮銀行に預金に行くんだ」と笑って返事をしてくれた。周りは周知の随員だからクスリと笑うだけだった。南昌には師団司令部があった。「慰安所」には内地人も朝鮮人も中国人もいて、兵士は慣れ次第で相手を選んで遊んだのだらう。

私は幹部候補生の教育を、南昌から三〇キロ以上も離れた田舎の連隊本部で受けた。「慰安所」は連隊本部の守備陣地の一隅に鉄条網で囲まれて営業していた。教育の末期に候補生だけで本部の衛兵勤務につくことになった。もちろん動

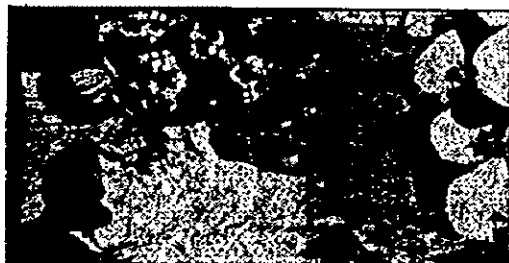
勢は二十四時間である。

私は營舎係だったので歩哨に立たないから何度も歩哨を引率して巡察に出た。巡察区域の中に「慰安所」も含まれていた。前線の歩哨は常時戦闘準備をしている。兵舎内の不審番でさえ同様だ。鉄網を破り、銃には弾を装填し夜間はもちろん警戒である。その姿で「慰安所」の周囲だけならまだしも、屋内も巡察し、責任者の差し出す現在の利用客数の記録を確認する。軍規の維持とゲリラの奇襲攻撃を警戒しているからである。

考えてみるまでもない、そこで遊んでいる兵士は丸腰どころではない。もともと無防備で不用心な姿の客である。その将

兵を守るべき責任は部隊にあるのは当然だ。それに性病予防の問題もある。そんな田舎に陸軍や病院がある筈がない。性病予防のため軍医や衛生兵が検査を実施するしかない。「慰安所」の経営者は中国人だったし、日本では当時公認の娼妓と呼ばれた女たちも中国人だった。彼らも食料やその他の生活用品が必要だ。大人数なのだから、それなりの輸送手段もある。辺鄙な場所だから部隊に頼る以外方法がない。部隊が移動する時もそうなるだろう。

私の話す湖北省宜昌も、だいたい江西省でも通じたので、経営者と立会をして彼女たちについてそれなりの様子も



「和装教室」で学ぶ、日本の心。

日本財団の助成による「中・高校生和装教室」が各地で開催されています。年に20回をこえる授業では、着物の着付けなどを題材に伝統的な礼儀作法を教え、日本人が大切にしてきた和の文化や思いやりの心を身につけてもらうための育成を行っています。

お問い合わせ先（主）全国日本きものコンソーシアム事務局 03(3213)2015

日本財団
The Nippon Foundation
www.nippon-foundation.or.jp

酒を玉せた(締めつく)れるお茶は飲みな
 めたが、め々々(即興反)。今でも「**鶴
 安邸**」の西壁に配座のある田舎下を巡察
 した不祥な田舎の姿を思い出すが、いん
 な庭園にもならない風景が現実にあつた
 のだ。これは私の描像だからではないと想つ。

もう六十年も昔のことである。時代が
変わり、また平時と戦時の違いもある。
したがって娼妓（ここでは舞女に相当
する）に対する解釈も当然変化している。
そうであるにもかかわらず、淫蕩も
不完全になっていることを幸いに、今更
これを問題にして願を出す者たちの狙い
は何なのか。言えることはただ一つ、不完
全だからこゝを嘆き散らしていれば、何か
が縛られると狙っているということだ。

戦場に身を曝し、敵弾の洗礼を受けた者として最後を告げておく。

このことだけは確かだ。野戦に出てい
る軍隊は、誰が守ってくれるのだろうか。
周囲がすべて敵、または敵意を抱く
住民だから警戒を怠れないのだ。自分以
上に強く頼れるものが他に存在するまで

中華人民共和國政府 備案
 中華民國政府 備案

軍は「慰安所」に関与したのではなく、自分たちの身を守るための行爲で、それから一歩も出ていない。

「異常に多く実を結んだ果樹は枯れる前兆」で「種の保存の整理の働き」と説明されるが、明日の命も知れぬ殺伐とした戦場の兵士たちにもこの「自然の整理」の心理が働くと言われる。

彼らに聖人君子が、選挙の情りを説いた法師の真像をしちと要求することが可能なのだろうか。現実には少ない給料の中から、その三分の一を「監査所」に持って行ったことと証明されている。有り余った金ではなかったのだ。

「兵隊さん」と郷里の人々に旗を振って
戦場に送られた名譽の兵士も、やはり若
い人間なのだし、一方にはそうまでして
でも金を稼がねばならない貧しい不幸な
立場の女性のいる社会が実際に存在して
いたのだ。買うから売るのが、売るから
買うのかはともかく、地球上に人間が存

第362回 正論を聞く集い!

講師：小堀桂一郎氏（明星大学教授）

「**読国神社**とは何か」

日時●12月18日(土)午後2時～4時

第2章 日本企業と海外展開

● 時 間 14:00～15:00 学 生 1,000 円

お話し合わせ・主催：正論の会

〒106-0032 東京都港区六本木3-4-5-505

TEL: 30 : 7347 5585 (3505) 5585

在する限り、誰も止めることの出来ない
この行為は続くだろう。根源に人間が生
存し続けるために必要とする性（さが）
が存在するからだ。

「従軍慰安婦」なるものは存在せず、ただ戦場で一番を売る女性とそれを生計（なりか）に「業者」が軍の弱みにつけ込んで利益（りやく）のいい仕事をしていただけのことである。こんなことで騒がれては、被害者はむしろ高い料金を払った兵士と軍の方ではないのか。

小野田寛郎氏の近況

十一月十九日夕刻、東京・虎の門で小野田寛郎氏の帰還三十周年記念を祝う会がひらかれました。すでに八十を越えた小野田氏ですが、三十年前と同じように背筋をびんと伸ばし、いまなお若々しさを見失わずに元気いっぱいでした。

この会の案内状に、「八十二歳となられた現在も、日本の現状に想いをいたし、青少年の健全育成を自らの天命と悟られ、今なお粉骨碎身、東奔西走するそのお姿こそ我々が尊敬してやまない愛國の士、最後のサムライの姿であります」と

哲にありました。間近で見る小野田氏にはだしかにサムライの風格を感じさせるものがあります。

平成十六年は小野田氏にとって大きな節目の年でした。フィリピンへのバンタ島から三十年の戦争を終えて帰還して以来、三十年。ブラジルに移住し原野を切りひらいて牧場経営に着手して以来、三十年。日本の子供たちのために役立ちたいと小野田自然塾をひらいて二十年。その間、キャンプなどを通じて約二万人の子供たちとふれあうことができたそうです。

小野田氏は自然熟で突躍する「野性の指導」のすべてを本にまこめて刊行した。『君たち、どうする。』（新潮社）

ですが、そのなかでブラジル移住を決意したときの心境についてそのように語っています。

「新天地での開発には、十年間かける計画でした。ルバンタでは六十歳まで戦って戦場で敗る覚悟だったのが、幸運にも戦死もせず五十二歳で生還できたのですから、その残りの歳月を投じようと考えたのです。体力の限界の第一段階を六十歳と考え、その年まで戦場と同じように命がけて取り組もうと思いました」

小野田氏の五十二歳からの再出発は、日本人に勇気を与えてくれました。そしてこの日、小野田氏は、「あと五年、いや十年はがんばろうと思っています」と、あいさつしました。

今、國の日本文化の興衰
競争を知らず、世界に伍せんとすべし

遊就館

靖國神社

送就館には、「ゼロ戦」や人間兵器「四式」の大型兵器を始め、英軍のご遺品、お手紙、ご遺影を展示してあります。また、ご遺族のために国・郷土・家族のために国に立ち向かわれた英軍の御心に触れて下さい。皆様のご来館をお待ちしております。

大人	800円
大学生・高校生	500円
中学生・小学生	300円
団体2割引(20名以上)	

9:00 ~ 17:00

休館日 年中無休

834

日分告、殿田價、九段下狀

● 日本経済新聞

1-800-368-2772

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

<http://www.youthfund.org>